
令和4年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年3月4日 (金曜日)

議事日程 (2)

令和4年3月4日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 中西 智昭 3番 長島 毅 4番 萩原 洋子
5番 信国 浩 6番 本田 浩 7番 松岡 泉 8番 妹川 征男
9番 小田 武人 10番 川上 誠一 11番 横尾 武志 12番 辻本 一夫

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	小田武文
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	志村亮二
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	木本拓也	生涯学習課長	本石美香
ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明	事業課長	新開晴浩

【 傍 聴 者 数 】 5名

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

会議に入る前に議員の皆様一言、注意を申し上げます。

昨日の質疑において自己の意見を述べられる場面や、質問の内容が非常に分かりづらい場面が幾つか見受けられました。芦屋町議会会議規則には「発言は簡潔明瞭にすること」また、「質疑に当たっては自己の意見を述べることができない」ことが規定されておりますので、今後の質疑は簡潔明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

.....

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

それでは会議に入ります。ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第 1. 一般質問

○議長 辻本 一夫君

本日の一般質問は、通常の 60 分以内から 30 分以内に短縮して行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

第 6 次芦屋町総合振興計画における SDGs、持続可能な開発目標について伺います。

近年、世界各地では地球温暖化が原因とみられる猛暑や豪雨、豪雪などの異常気象が多発しており、我が国においてもこれまでに経験したことのない豪雨や台風などにより、甚大な被害が拡大しています。全ての地方自治体が 2030 年までの地球温暖化推進計画を策定し、公共施設・公共事業・自治体業務でどれだけ CO₂ を削減できるか、住民と共に実践の先頭に立つことが求められています。

また、令和 3 年度からスタートする第 6 次芦屋町総合振興計画では省資源・低炭素化に向けた取組を推進し、環境に優しい町を目指しています。各施策分野に SDGs の目指す 17 の目標を連動させ、総合振興計画・SDGs を一体的に推進し、芦屋町の将来像の実現とともに「人を育み 未来につなぐ あしやまち」、持続可能な地域づくりを目指していくとしています。なお、2015 年の国連において採択された SDGs を全ての国が責任を持って実行することが求められています。SDGs の目標は発展途上国のみならず、先進国自身も取り組む普遍的なものです。

SDGsの目標は分野ごと17項目にそれぞれ分かれています。12月議会では目標の13「気候変動について具体的な対策を」について質問しました。今回は第1に、目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」のジェンダーの主流化の推進について伺います。

要旨、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダーの視点を貫くジェンダー主流化を進めるべきではないか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

まず、ジェンダーとは生物学的な性とは違い、社会的・文化的に創られる性のこと、男性と女性の役割の違いによって形成された性別のことです。ジェンダー主流化とは1995年、第4回国連世界女性会議の北京宣言で概念が明記されたことがきっかけに広まったもので、政策決定過程やあらゆるレベルの政策及びシステムにおいてジェンダー平等、一人一人の人間が性別にかかわらず平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めるようにするための政策理念で、男女平等施策を進める上で基本となっている考え方とされています。

芦屋町では第2次芦屋町男女共同参画推進プランで、施策の1つに「政策・方針決定過程への女性の参画の促進」を挙げており、計画に基づき各種審議会等委員への女性の参画促進などの各施策に取り組み、ジェンダー主流化を推進しております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、課長が述べられたとおり、ジェンダーの主流化というのはですね、あらゆる分野で計画、分析、政策などをジェンダーの視点で捉え直し、全ての人の人権を支える仕組みを根底から作り直していくということです。

それで内閣府のですね、発行している月刊誌「共同参画」というのがあるんですけど、2022年の1月号の表紙が「ベルサイユのばら」になっています。オスカルが表紙になってるんですが、何で表紙になっているのかというと、表題に「フランス革命の次は日本のジェンダー革命だ！」と解説してあるので、ベルばらが表紙になっているとのこと。作者は池田理代子さんと、男女共同参画局の林局長との対談、インタビューが掲載されています。

その対談の中で、池田さんがベルばら連載時のことを話す中で『同じ雑誌で同じくらいの人気があっても、女性は男性の半分しか原稿料をもらえない。おかしくないですか。』と聞いたら『お金に汚い女だ。女性はやがて結婚して男に食べさせてもらうのだから、男が倍もらうのは当然だ。』

また、こうも言われたそうです。「私、家を建てましたが『女のくせに家を建てやがって。』とも言われました。」これはね、内閣府の月刊誌にこういったことが載ってるわけです。50年前ですけど、あからさまなですね、男女格差の存在を示しています。その理由として、女性は男性よりも仕事上の能力が劣る、妊娠・出産・子育てをする女性は男性に扶養される従属する存在であるという考えです。こういったことがですね、現在の男女の賃金格差や女性の参画にも反映しているというふうに私は思います。

お配りの資料のですね、2枚目を御覧ください。これも内閣府の資料なんですけど、日本のジェンダーギャップ指数が153か国中120位と先進国の中でも異常ですが、順位は相対指数ですが、この指数がどのように改善されているかというのが問題です。グラフはG7各国のジェンダーギャップ指数の比較を表すグラフです。ジェンダーギャップがどのように改善しているのか、見れば分かるようにですね、ほかの国は努力して改善されているのに日本は改善がありません。男女共同参画とか女性の活躍とか、こういったスローガンを掲げても日本はこのジェンダーについては無関心であるというのが分かると思います。

こんなジェンダー後進国の日本ですが、世界的なジェンダー平等推進の流れと国内の世論と運動により、男女共同参画社会基本法がつけられました。基本法には男女共同参画基本計画の策定を定め、都道府県に男女共同参画の策定を義務づけ、市町村には努力を課しています。

そこで伺いますが、芦屋町での男女共同参画の計画の策定はどうなっているのか、審議会の女性の比率はどうなっているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

芦屋町では現在、平成25年度から10年間を策定期間とし、平成29年度に中間見直しを行った第2次芦屋町男女共同参画推進プランにより、現在、男女共同参画に関する各種施策を推進しております。

目標としては、1. 男女共同参画の意識づくり、2. 男女が互いに認め合う社会環境づくり、3. 誰もが安心して暮らせる生活への支援の3つを掲げるとともに計画推進のための行政における組織づくりなども掲げ、60の具体的施策に対する事務事業を推進しています。なお、現在の計画は計画終了年度が令和4年度となっております。このため、第3次の計画策定に向けて現在住民アンケートを実施し、集計中です。次期計画の策定においては現行計画における評価・課題を反映させるとともに、アンケート結果や現行計画の策定後に新たに発生した課題や法律・条例など住民ニーズ及び社会情勢の変化・動向を反映させた計画づくりを行ってまいりたい所存です。

また2点目の御質問の、芦屋町の各種審議会の男女比率はどのような状況かということですが、

毎年、福岡県の調査において公表されている芦屋町の審議会等における女性委員の登用状況を基に、直近3年間の状況をお答えいたします。それぞれ4月1日現在で女性委員の比率は、平成31年（令和元年）は審議会数31、委員総数325人中女性が66人で20.3%、令和2年は審議会数31、委員総数348人中女性が77人で22.1%、令和3年は審議会等の数31、委員総数325人中女性が73人で22.5%となっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

女性の審議会への参画率が20%ちょっとということですが、政府の基本計画では「2020年までに、指導的な地位に女性が占める割合を少なくとも30%」というふうにしていましたが、2020年までには到底届かなくてですね、国としてもですね「2030年までには30%」というふうに後退しています。ちなみに国際的に見ればですね、国際社会の2030年まではですね、50%ということから見れば、大きく外れております。

それではですね、次の質問です。

町職員の半数以上は女性ですが、政府の管理職への登用目標は30%ですが、芦屋町職員の女性幹部登用は何%になっているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

役場の管理職の登用の比率についてお答えいたします。

管理職、課長の女性登用につきましては過去3年間の状況でお答えいたします。全て4月1日での率となります。平成31年と令和2年は14.3%、令和3年は15.8%です。係長職の女性登用につきましては、平成31年と令和2年は15%、令和3年は14.3%です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは10%半ばというところですが、先ほども言ったように政府のですね、管理職への登用目標は30%ですので、半分しか到達していないという状況です。

それではですね、これを改善するために芦屋町の登用の計画目標はどのくらい持っているのか、これについて伺います。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町特定事業主行動計画において女性の役職者、課長及び係長の登用率を令和7年度までに20%以上とすることを目標として、今やっております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

早期にですね、やっぱり20%を達成し、そして国の目標でもある30%をですね、目指して、しっかり努力していただきたいと思います。

そういった点でですね、最後に町長に伺いますが、町長はこの女性登用についてどのように考えるのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

お答えさせていただきます。

まず審議会での登用ということでございますが、議員ももう芦屋町の状況は御存じであろうと思いますが、それぞれ設置条例及び規則等の規定によって関係機関や各種の地域団体から委員を推薦していただく方法が多いわけでございます。各種審議会の規定の中で男女比率を定めるべきではとの声もありますが、これは行政が指名するのではなく、各団体のほうから推薦したい人材が男性の場合や、そして組織によっては男性しかいない場合もありますので難しいと考えられます。

そのような状況下でも審議会の女性委員の登用を積極的に進めるため、男女共同参画担当課や各審議会所管課で女性委員の登用を常に意識するとともに、いろいろ創意工夫し積極的に取り組み、少しずつ成果は上がっていると感じております。今後も積極的に女性登用について推し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひですね、20%~30%をですね、早期に達成していただきたいと思います。

次にですね、目標14の海洋資源から、マイクロプラスチックごみについて伺います。

コロナ禍において経済活動にも影響が出ているが、住民ボランティア活動なども制限され、地域や河川、海岸での清掃活動も自粛されている。海岸には河川ごみやペットボトル、ビニール、発泡スチロールが漂着しており、特に発泡スチロール容器が削られマイクロプラスチックとなり、海岸の砂に混入する頻度が高くなっているが、この対策をどう考えているのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 小田 武文君

それではマイクロプラスチックについて回答させていただきますが、環境問題に関心をお持ちの小学生や中学生の皆さんが、後日この録画放送を御覧になることもあるかと思しますので、この場での表現につきましては少し砕いた表現で御説明をさせていただきます。あしからず御了承ください。

私たちの生活はプラスチック製品であふれております。食品や飲料などの容器包装、レジ袋、使い捨てのストローなどがあります。ほかにも、たばこのフィルター、文房具や日用品、家具、家電、自動車など、ほとんどの製品にプラスチックが使用されています。これらの製品は、その役目を終えるとプラスチックごみとして処分されることとなりますが、適切に処分されなかったプラスチックごみは、いずれ海へと流れ出て、海底に沈んだり海洋中に漂流したり、海岸に漂着などします。

プラスチック製品は安くて加工しやすく清潔であるため広く社会に普及しました。現在では途上国を含めた生活スタイルの変革に伴い、使い捨て製品が支持され普及しております。そのため、プラスチック製品の生産量及び廃棄量はさらに増え続けており、2050年には海洋中の、海の中のプラスチックの量が魚の量を上回ると言われております。海へ流れ出たプラスチックごみや浜に打ち上げられたプラスチックごみは消えることはなく、波や紫外線などの刺激により劣化が進み、微細変化していきます。より小さなかけらになっていくということでございます。

微細変化したプラスチックごみは、近年世界的な問題となっているマイクロプラスチックとして、さらに大きな影響を及ぼすことが心配されております。このマイクロプラスチックとは、微細変化するなどして大きさが5ミリメートル以下になったプラスチックのかけらを言います。世界中の海で見つかっておりまして、北極や南極でも観測が報告されております。5ミリメートル以下になっても自然環境の中ではほとんど分解されず、長期間にわたり残り続けるため餌と間違えて食べるなどにより、海洋生物の体内や動物プランクトンからも見つかっております。一説では、1つのレジ袋が最終的には1万7,000個ものマイクロプラスチックになるとも言われております。マイクロプラスチックになってしまうと回収は大変困難ですが、マイクロプラスチッ

クになる前であれば回収は可能です。落ちていたレジ袋1枚でも、これを拾うことで大量のマイクロプラスチックを回収したと同じ効果が上げられます。

ここ十数年の間に一気に深刻化したマイクロプラスチック問題ですが、改善にはまだまだ長い時間がかかってしまいそうです。専門家や政府もあらゆる対策を練りながら解決への道を探っておりますが、とにかく私たちにできることは「ごみをポイ捨てしないこと」、「ごみそのものを減らすこと」、「落ちていたごみを拾うこと」、この3点ではないでしょうか。

1つ目の「ごみをポイ捨てしないこと」ですが、ごみは必ずごみ箱に捨て、外出中に出たごみはポイ捨てをせずに家まで持ち帰ることで。2つ目の「ごみそのものを減らすこと」ですが、日頃からマイバッグやマイボトルなど、繰り返し使えてごみを減らせるものを使うことです。3つ目の「落ちていたごみを拾うこと」ですが、山や川、町なかなどに落ちていたごみは風や雨によって海岸に流れていきます。落ちていたごみを見つけたら拾ってごみ箱へ捨てること、併せて地域の清掃活動に積極的に参加して、みんなで美しい海岸にしていくことです。

このようにマイクロプラスチックに対する対策としては、まず私たちの行動を見直すところから始めることが重要と考えておりますので、引き続き啓発に努めてまいります。併せて、コロナが落ち着きましたら芦屋町環境基本計画に基づき、従前のような——これまでのようなラブアース・クリーンアップや、町内一斉清掃といった清掃事業につきましても実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

御手元にですね、資料を配付しておりますが、1番～4番まではですね、これは柏原海岸の写真です。で、写真の中に白いものが見えると思いますけど、これは発泡スチロールがですね、マイクロプラスチック化したものです。実際はもっとこうあるんですけど、写真ではこのぐらいしか写っていませんが。発泡スチロールはやっぱり柔らかくて、簡単にですね、マイクロプラスチックになっていくということで、こんな状況で海岸に打ち上げられていますし、海洋を漂っています。4番目はですね、発泡スチロールだけではなくてペットボトルが、これは原形がなくなってしまって小さいものになって、これは写真よりもですね、実際はもっと細かいものがいっぱいあるわけなんですけど、こういったふうになって砂の中にですね、混入しているという状況です。

5番目、6番目はですね、芦屋橋の根元の水辺の里のところですよ。6番が下流方ですよ。水辺の里ですけど、ここにもですね、今回やっぱり相当のペットボトルとかプラスチックごみが打ち上げられています。5番は芦屋橋の上流方のヨットハーバー前なんですけど、この6番のほうは

ですね、私も行ってあまりだったんで、プラスチックごみについて回収してきれいにしましたし、その後ですね、老人会の方なんかは今度はヨシとかこういった部分もですね、回収してですね、現在は水辺の里はきれいになっていますが、ヨットハーバーのほうはですね、このような状態がまだ続いています。

こういったペットボトルなんですけど、こういったふうに原形として残ってるんですけど、ただ、これがですね、ペットボトルなどは時間が経過すると紫外線や風雨にさらされて劣化し、もろくなるということです。私も古いものを触ると、手で触るだけでも粉々になってしまうようなね、そんな状況なんで、ペットボトル自体もですね、同じ原形をとどめてないということです。こういったマイクロプラスチックを小さい小魚、イワシ等が食べて、それをタイやヒラメ、ブリ、サワラなどが食べ、それを人間が食べるという食物連鎖があり、最終的には人間の健康や海の環境や生態系の破壊を引き起こしているという、こういった状況です。

ですから、芦屋町単独でこれは解決できる問題ではないんですけど、やはり一つ一つの町が取り組んでいけば大きな大河となってですね、このマイクロプラスチックを減らしていくことにもつながっていくと思いますので、芦屋町としてもですね、ぜひこの問題についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

町長は常々ですね「芦屋は海が1番。」と言っていますが、このマイクロプラスチックの問題についてどう考えるか、時間がありませんので一言でお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっといろいろ考えておったんですが、もう時間がないということで、とにかく課長も議員も言われたようにですね、これは災害と一緒にですね、災害でよく言われる自助・共助・公助、これ一人一人がそれを自覚して考えてやる、このことが1番大事であろうかと思っております。小さいときから、小学生から中学生からその辺の意識を持たせるということが1番大事なのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ありがとうございます。

それでは次にですね、目標4の歴史教育の目標に関連してですね、芦屋町の中世の歴史について伺います。

現在、NHKで放映されている大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の主演となっている北条義時は1185年、源範頼率いる平家追討軍に属して芦屋海岸に上陸し、西浜・白浜・幸町一帯で平家方の豪族である原田種直との合戦に勝利し、九州の上陸を果たして武功を立てました。この戦いを芦屋浦の戦いとしてですね、歴史に残っていますが、この後に北条義時は鎌倉幕府の執権となり、北条氏の執権政治が確立していきます。山鹿秀遠を含めた芦屋町の中世の歴史に、やはりもっとですね、光を当てていいと思いますが、お考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

今年のNHK大河ドラマは、鎌倉幕府二代執権北条義時を主人公に平安時代末期から鎌倉時代を舞台にしたもので、平安末期に各地で起こった内乱、源平合戦が現在放送されているところです。この源平合戦におきまして、川上議員もおっしゃられましたが芦屋は重要な場所であり、また芦屋の武将が活躍をした戦でもあります。

源氏軍が九州の平家方の豪族らとの戦いに勝利し、九州上陸を果たしたとされる戦が芦屋浦の合戦と言われ、若き日の北条義時がこの戦に参戦していたと言われております。また、都落ちした平家一門を芦屋山鹿の地に迎え入れ、最後まで平家方に忠義を尽くした武将山鹿秀遠は、壇ノ浦の合戦で源義経を苦しめるなど源平合戦において重要な役割を果たした郷土の武将で、平家物語にも登場します。

このように日本の歴史上、古代から中世へ、貴族の時代から武家の時代への転換期に起こった源氏と平家の戦の世で、そのとき、まさに芦屋で時代がつくられたのだということを地域の皆様にご存知いただき、関心を持ち誇りに思ってもらえればと考え、大河ドラマの放送開始に合わせ、町では号外チラシを作成し、昨年12月末に広報あしやと同時配布を行いました。同様のポスターも各地に掲出してあります。また、今年の広報あしや2月号から「芦屋歴史紀行」コーナーで「その時、芦屋で時代がつくられた 決戦 源平合戦」を掲載しております。

そして、来年度になります今年4月末より、芦屋町歴史民俗資料館にて特別展「源平合戦～モノノフの時代」を開催予定です。芦屋浦の戦いや山鹿秀遠をはじめ古代から中世への政局の動きを追い、中世における芦屋津の重要性をひもとく資料を展示してまいります。期間中には学芸員による展示解説、ギャラリートークも実施します。ぜひ芦屋の中世の歴史を知り、学んでいただければと思います。なお、特別展の詳細等は今後、広報あしややホームページ等でお伝えしてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町の中世の歴史、特に平安時代後期には先ほど言った源範頼や北条義時と戦った芦屋浦の戦いや、山鹿秀遠が参戦した壇ノ浦の戦いに大きく関与しています。そして、その後南北朝時代には芦屋釜の鑄造が始まり、その芸術性、技術力に対する評価は高いものがあります。こういったですね、中世の歴史にもっとスポットを当て、多く知っていただいてシビックプライドをもたすね、養っていただきたいというふうに思います。特に今、大河ドラマやってますけど、大河ドラマの中で最後にですね、やっぱり関連する土地の紹介なんかありますんでね、ぜひ頑張っていて、そういったものででも紹介されるようにしていただきたいというふうに思います。

私はこれをして思ったんですけど、芦屋浦の戦いでなぜ原田氏がですね、戦って平家軍として負けたのか、山鹿秀遠が山鹿城において、近くなのに何で山鹿秀遠は出て行かなかったかなというふうに思ってですね、いろいろこう調べたんですけど、このとき山鹿秀遠が彦島で最後の決戦をするのに、やっぱり平家軍が結集して大きな陣をつくってたんです。そのとき山鹿秀遠は彦島のほうに行ってね、山鹿城にはおらなかったというんで、それで芦屋浦の合戦には参戦していなかったということなんでですね。

こういったですね、いろんな中世の問題をこう調べていくとですね、ロマンもありですね、本当に芦屋町としての町民としての誇りとかそういったものもできますので、ぜひですね、こういったところにも光を当てて、今後ですね、社会教育にも頑張りたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1件目ですけども、パートナーシップ宣誓制度についてでございます。

性的少数者の方々には、社会生活の中で周囲の好奇な目にさらされ、賃貸住宅の入居が困難であることなど偏見や差別に苦しんでいる状況が伺われます。性的指向や性自認は自らの意思に基づいて選択・変更できないものであり、これを理由とした偏見や差別は基本的人権に関わる問題と言えます。電通の調査によりますと、大体8.6%の方がこういった性的少数者に該当するという調査がもう出ております。

福岡県は性的少数者の基本的人権を擁護するため、今年4月1日から福岡県パートナーシップ宣誓制度を導入します。先日送られました福岡県だよりの中に、このようにですね、レインボーフラッグを掲げたチラシが入っております。民間事業者においては住宅ローンの申込みの際に同性カップルを家族として取り扱ったり、不動産業者についてはですね、同性カップルの賃貸住宅への入居をサポートするような動きも見られております。その際にですね、自治体が発行するパートナーシップ宣誓書受領証が利用されており、全国の地方公共団体においてもこの制度を導入する動きは広がっております。芦屋町はお互いが尊重される地域づくりを目指しており、この制度を活用すべきであると考えて、その方向性についてお伺いいたします。

要旨(1)、福岡県パートナーシップ宣誓制度の概要と町の制度活用の方向性についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは御説明させていただきます。

福岡県パートナーシップ宣誓制度は、双方または一方が性的少数者であるカップルが日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを誓う宣誓書を県に提出し、県はパートナーシップ宣誓書受領証カードを交付するという制度でございます。この宣誓書受領証カードにより利用できる福岡県のサービスとしては、県営住宅などの入居申込み、県立病院での病状説明・治療方針の同意、生活保護申請、障害者に対する自動車税の減免申請があります。

このパートナーシップ宣誓制度は全国的に見ると150以上の自治体で現在施行されており、全国の人口カバー率5割に近づいております。この中で都道府県として施行しているところは、青森県、茨城県、群馬県、三重県、大阪府、佐賀県の6つとなっており、今回新たに福岡県が制度を導入いたします。県がパートナーシップ制度を導入した場合は、県内の市町村でもその効力が適用されます。4月から福岡県が制度を導入することにより、芦屋町においてもパートナーシップの適用を受けることが可能となります。

芦屋町におきましても、町民一人一人が互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指すことを目的としてこのパートナーシップの趣旨に賛同し、芦屋町の住民サービスに適用したいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

方向性についてはですね、福岡県がこういった制度を導入するというところでありますので、町としても適用を受けるような状況になるということでもありますので、方向性としてはですね、この制度に沿って今後改革が進められるという観点からすると非常に評価できますし、頑張りたいというところがございます。

しかしながらですね、今の法的体系、規則類については今までのとおりになっておりますので、こういった制度が導入される観点からしますと条例や要綱等を改正する必要があるかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

福岡県の宣誓書受領証カードが発行されれば県内の全ての市町村で効力が生じますが、パートナーシップ制度は法的に婚姻と同等の効果が得られるものではございません。町の各種行政サービスにおいて県のパートナーシップの効力が適用されるかどうかは、町の行政サービスそれぞれの要綱にて規定している内容によります。よって、町の各種行政サービスのうち対象者を法的な婚姻届に限定している要綱については、今後改正が必要になってくるものと思われま

す。なお、町独自にパートナーシップ自体の制度を導入しなくても、県の制度に賛同し行政サービスに適用していきますので、現時点では町独自のパートナーシップ自体の制度について条例、要綱を制定する予定はございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

この制度に伴う条例、要綱等はないということですが、当然、行政サービスについてはですね、今答弁があったように行政サービスに関わる要綱等の改正は必要だということでもありますので、しっかりとその点は踏まえていただきたいというふうに思います。

それでは要旨（２）に移りますけれども、今回ですね、そういったことで方向性としては前向きにということでもありますけれども、町としてはどういったですね、行政サービス、支援事業としての内容はこういったものが考えられるか、ここでお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

夫婦または親族が適用可能となっている町及び県に決定権のある行政サービスは、基本的にパ

ートナーシップ制度を適用していきたいと考えております。例として挙げますと、納税証明書などの申請は同居の親族でないと委任状が必要でございましたが、パートナーシップ宣誓書受領証を提示いただくことで、配偶者と同様に委任状なしで申請できるように検討していきたいと思っております。

また、町営住宅の入居申込みにつきましても、パートナーシップ関係にある2人を事実上婚姻関係にあるものと同様の事情にあるものと認定するなど、今後は申込みが行えるよう検討してまいります。また、町の独自施策である民間賃貸住宅に住む新婚世帯に家賃の一部を補助する芦屋町新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金につきましては、同様の制度を運用する近隣自治体の動向を踏まえ、検討を進めていきたいと思っております。

要綱等の改正が必要になりますので、実施時期につきましてもそれぞれの所管課のほうで検討を進めてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

福祉課長のほうからですね、主の担当課になるということで行政サービスについての答弁をいただきましたが、これは福祉課長に総括しての対応で答弁していただきましたけれども、住民課とかですね、環境住宅課、町ですね、行政サービスはいろんなところに多岐にわたるようなことが考えられるかと思っております。

そういう意味で町全体でですね、こういった制度に関わるサービスについての検討を進めていただきたいと思うわけですが、やはり4月1日から始まるわけですので今から論議される中でありますけれども、やはり迅速な対応をここでお願いしたいと思っておりますけど、この点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今、御指摘がありましたとおり4月1日からですので、各所管課においてスピード感を持って取り組むように努めたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

それではですね、県サービスの中に、あそこでは太宰府病院になると思うんですけども、県が管理しております病院について、これに関わっての行政サービスについての限定がございます。芦屋町については独立行政法人の中央病院しかございませんけれども、芦屋町の中央病院についての対応についての、町としてのお考えはいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

地方独立行政法人芦屋中央病院に確認しましたところ、まだ県からはこの制度概要の通知や制度協力の依頼等はないという話を聞きました。今回、町からこの制度について情報提供を行っております。芦屋中央病院としても、県から依頼があれば前向きに検討したいというふうな回答をもらっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ぜひともですね、病院のほうも町にあります地域の中核を担う病院でありますので、こういったことでLGBTQの皆さんのですね、要望に応えられるようなことで進んでいけばと考えます。

そういったことで、こういった制度に取り組む上で一番重要なのは、やっぱり住民の皆さんの御理解と御支援がなければなかなか進まないし、行政もそういった理解を示してですね、支援をしていくということが肝要かと思えます。そういう意味で普及啓発はどうしても重要なポイントでございますので、この普及啓発についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

県は普及に向けて県内の市町村や民間企業に働きかけをし、当該制度の理解促進に努めるとしております。現在の情報では啓発ポスターや啓発動画を作成し、性の多様性に関する啓発を行うとともに本制度に対する県民の理解を促進するというふうにしております。

芦屋町におきましても、パートナーシップ宣誓制度の県の機運醸成に併せて普及啓発に努めてまいります。具体的には町の広報紙、ホームページでの広報、啓発を考えております。ホームページにつきましては県のホームページとリンクさせ、性の多様性に関する啓発冊子——レインボーガイドブックと言いますが、また性の多様性を表すレインボーストラップなどの周知にも努めてまいります。

さらに、県の作成している「性の多様性を理解し行動するための職員ガイドブック」がござい
ます。こちらについては芦屋町の職員にも配付して、職員の心構えや正しい対応方法について理
解し、業務に反映できるよう努めてまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

県のほうもですね、この普及啓発についてはいろんな取組をしている、対策を講じようと思
っていると今答弁であったとおりでと思います。ツールもそろっておりますので町としてはどうか
なと思うんですけど、県のやつを使ってですね、ガイドブックもございましょうし、そういった
レインボーストラップを配ったりとかですね、そういうことを使いながらやっていけばいいとは
思うんですけど、さらにですね、私は町として独自施策があればいいかなと思うんですけど、何
か町としての独自施策というのを考えるようなことはないでしょうか。お伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

今のところですね、広報紙やホームページの啓発以外は、ちょっと現時点では考えておりませ
ん。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

また進んでいく上でですね、また県との連携を図って調整していただいて、できればですね、
町独自のアピールできるような材料があれば皆さんの理解も深まるのではないかと思いますので、
この辺りはよく検討していただきたいと思います。

それでは最後にですね、(4)の要旨なんですけど、現在この制度を取り入れてる市がございま
す。福岡市・北九州市・古賀市の3市であります。これについては福岡県も協力・連携を図って、
そこに転入・転出をされる方に対しての業務処理をですね、適切に行えるようにするというよう
な連携を図るということで期待もございませう。

町としてはですね、今後進めていく上で他自治体との連携・協力についてどのようにお考えに
なっているのかお伺いたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

北九州市・福岡市・古賀市は、このパートナーシップ制度の相互利用に関する協定書を締結しており、協定している市町村間での転出・転入があった場合、それぞれで発行された宣誓書受領証カードを継続して利用できるようにしております。これに倣い、福岡県も既にパートナーシップ制度を導入している今の県内の北九州市・福岡市・古賀市、こちらと相互利用・連携に向けて今後協議を進めていくというふうに聞いております。

これにより北九州市・福岡市・古賀市で発行された宣誓書受領証カードをお持ちの方は、芦屋町に転入した場合でも引き続き使用することが可能となりますので、相互利用・連携については問題なく実施できるものと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

しっかり連携を図っていただきまして、皆さんで支えていきたいと思います。性の多様性を認め合ってますね、こういった方がたくさん笑顔で暮らしていける町の実現に向けてですね、頑張ってもらいたいと思います。この制度の促進を積極的に図っていくべきだと考えますので、御尽力を賜りたいと思います。

それでは2件目に移ります。2件目はですね、子供のストレス解消対策についてです。

子供たちを取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。勉強・進学への不安、親・先生・友達との人間関係、さらにコロナウイルスへの恐怖、環境や習慣の変化などにより子供たちは様々なストレスに直面しております。最近のメディアで告げられておりましたけれども、現在ですね、子供たちの睡眠障害が話題になっています。規則正しい生活ができる環境を提供できることが重要ではないかと思います。健全な教育のためにはですね、子供たちが不安なく過ごせる環境を整える責務が私たちにはあるかと思っています。こういったことが喫緊の課題ではないかと思っていますので、お伺いいたします。

まずですね、小学校の教育環境の状況です。

22年度、今年度からですが、5・6年生の一部授業で教科担任制が本格的に導入されるようになります。子供たちにとっては、今まで学級担任の先生から教わる機会が非常に多かったと思います。英語についてはですね、外国の教師の方も来てもらえるので、そういった経験はあるかと思うんですけども、子供たちについては授業環境の変化ではないかと思っています。

なおですね、コロナに伴って非常にですね、先ほどの睡眠障害があるということで、非常に生

活が乱れるような状況があります。学校に行くか行かないかと、コロナによって制約を受ける。何か今までの行事についてもそれぞれ制約を受けると。そういった子供たちの生活環境が大きく変化している状況にあります。そういうことで、現在のですね、小学校の教育環境の状況についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

小学校では令和2年度より、小学3・4年生で外国語活動の時間が週1時間、小学5・6年生では正式な教科としての外国語の授業を週2時間行うこととなり、授業時数が増加しております。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和2年3月から全国一斉に学校の臨時休業が実施され、芦屋町でも令和2年3月～5月にかけて小中学校を臨時休業しました。

学校を再開した後も学校内での感染症拡大防止のため、授業参観など学校行事の中止、入学式や卒業式、運動会での保護者の入場制限のほか、児童自身や児童の家族に風邪症状などがある場合は登校を控えていただくことなどを文書やメールで保護者へお願いするなど、これまで当たり前のよう实施方式で実施できていた学校生活を大きく制限せざるを得ない状況が、現在も続いている状況です。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

こういった状況にありますので、特にですね、子供たちの学習支援、学びの環境づくり、こういったことが重要になりますけども、この学びの環境づくりについて、これについてはどのように対応されていますか。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

芦屋町では令和3年度より小学校英語科の専科教員を配置し、3小学校の5・6年生の英語の授業を行っています。また、算数の学習時間に習熟度別学習を取り入れ、児童の実態に応じた学習を行うなど児童の学力向上に努めているところです。令和3年度からは児童全員にタブレット端末を配付し、授業の中で児童自身による調べ学習の時間を取り入れるなど自主的にタブレットを使って学習する活動を行っています。

現在では教室での活動に加え、長期欠席者や感染症により学校へ登校できない児童のために、

自宅のパソコンもしくは学校で使用しているタブレットを自宅へ持ち帰り、ウェブ会議システムを使って授業に参加するオンライン授業ができる環境を整備したところです。自宅にWi-Fi環境がない家庭にはモバイルルーターの貸出しも行っています。

オンライン授業を行う際には文書やメールにより各家庭へアンケートをとり、従来から行っているプリント学習と併せ、家庭において学習方法を選択できるようにしています。こうして各学校が工夫して児童の学びの保障を行っています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

「環境づくりもやっています。」という答弁だったと思いますけども、長期欠席者や感染症によって学校へ登校できない場合の環境づくり、そういった学びの環境づくりは、体制としての整備は完了しているという答弁だと思いますけども。それではですね、タブレットを子供たちに1台配付できるような状況になったわけですけども、このタブレット端末の持ち帰り学習はどこまで現在進んでいるのか、これについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

タブレットを活用した学習は学校内のネットワーク回線を使用し、主に学校での授業や行事において活用しています。端末の管理はこのネットワークの中で行っているため、日常的に端末を持ち帰らせるまでには至っていません。

現在、学校の情報通信ネットワークの設定変更業務を進めており、今年度末までには学校へ直接インターネット回線を敷設し、タブレット端末にフィルタリングソフトを導入する作業が完了します。各学校では来年度に向けて、これまで以上にタブレット端末の活用法について検討しているところです。教育委員会も学校での検討内容について情報を共有し、ICT教育をさらに充実させたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

タブレットを1台配付していただきましたので、しっかりとですね、これを有効活用していただいてもらいたいと、そういうふうに考えます。

それですね、こういった学習支援を子供たちのストレス解消のためにやっていただくということが重要なことだと思いますが、先進地ではですね、ICT教育の先進地でありますけども、実は学童クラブにですね、Wi-Fiを整備して子供たちが学童クラブの中で宿題等やっていると。それにWi-Fiが要るかどうかはちょっと疑問な点もあるんですが、そういった前向きな環境整備も進めているところがございます。

そこで、芦屋町の学童クラブ3か所ございますけれども、ここのWi-Fi環境はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 志村 亮二君

学童クラブにおけるWi-Fiの環境整備についてお答えいたします。

現在、町内3か所の学童クラブにつきましてはWi-Fi環境は整っておりません。しかし、コロナ禍においてオンライン授業が普及しタブレットの貸出しも進んでいる状況から、学童クラブにおいても子供たちの学習支援のため、Wi-Fi環境の整備について検討いたします。併せて、子供たちのネット環境の安全な使用については十分な配慮が必要なため、関係各課と十分協議を行い、運用については基本的に小学校の基準に合わせて行いたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ぜひともですね、学習支援の状況下からしても、学童クラブにもWi-Fiがですね、必要かと思しますので、今後を見据えてですね、できましたら早めの整備をお願いできればと考えます。

時間も差し迫ってますので、要旨(3)(4)ですけども、これについてはですね、子供たちのストレスのSOSサインの察知、それから解消対策ですけども、解消対策というよりも初めにどのようなストレスを持っているのか察知することが重要だと思います。その察知についてどのように取り組んでいるかと、こういった察知した場合のですね、解消に対しての町としての対策はどのようになっているのかお伺いいたします。一緒をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

学校の臨時休校中にある学校で行ったアンケートによりますと、ほとんどの家庭で正しい手洗いや咳エチケットができ、学習時間はある程度確保できている一方で、起床時間や就寝時間が不

規則になった、なかなか眠れない、むしゃくしゃしたりいらいらしたり、すぐカッとなる、頭痛や腹痛など体の不調を訴える児童がいることが分かっています。このため学校では、学校日よりなどで計画的な学習、規則正しい生活ができるよう保護者へ働きかけを行ったところです。

学校の再開後、各学校では毎日の健康観察をはじめ、学校生活に関するアンケートなどを定期的に行い、気になる児童に対しては担任などが面接を行っています。児童の気になる行動や言動に対しては管理職と情報共有の上、保護者へ連絡することで家庭と学校とが協力して子供たちからのSOSに耳を傾け、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの相談ができる体制も整え、児童・保護者の状況に応じて相談も行っているところです。このほかスクールカウンセラーや臨床心理士が定期的に学校を訪問し、児童の様子などを見ていただき、児童や保護者及び教師からの相談にも応じていただいているところです。

また、教育委員会では県の教育事務所を通じてスクールカウンセラーの派遣時数の追加も要請しており、先日、県よりスクールカウンセラーの派遣時数を追加する旨の通知があり、一例を申しますと、山鹿小学校では6年生のクラスでスクールカウンセラーを講師として心の授業を実施したところでございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

一緒に答弁していただきました。

これについてはですね、まず子供たちからのストレスに関わるSOSサインですけども、これについてはですね、担任によるそういった面談ですね、それから特に保護者、それから学校、それから関係機関との情報共有を図れる体制が十分に取れているという答弁だと思いますので、非常にいいことだと思います。またですね、解消法についても児童が楽しめる環境づくり、それから相談体制の強化、そして相談の実施をやっているというような答弁でございました。

この中でとりわけですね、スクールカウンセラーの、これは県からの派遣で今まで来てもらってるわけですけども、そういったカウンセラーに対して早期にですね、処置している。そういう観点からすると、やはり子供たちのことをよく理解されて、町としても対応していただいているというふうに私は評価したいと思います。

ただ、子供たちについてはですね、やはりこういったストレス解消にとってですね、効果的なものは、子供たちが夢中になれるということが重要だと言われています。今回、先ほどの答弁がございましたけども、子供たちが楽しめるような環境づくりをやってるという点は非常にいいことだと思いますし、さらにやっぱり何かに夢中にさせるようなことを計画していただければと思

います。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの方もおられますので、家庭とですね、学校、関係機関、その辺りの連携プレーをしっかりとやっていただきまして、さらにですね、子供たちがストレスを抱えることなく本当に勉強に集中できる体制づくりに努めてもらいたいと思います。

そういった準備も徐々に整っておりますので、今後ともですね、皆様の尽力で子供たちを守ってですね、芦屋の子供たちが大きく育つように頑張ってもらいたいと思いますので、今後とも御協力をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

ここで換気のため、しばらく休憩いたします。

なお、11時10分から再開いたします。11時10分です。お願いします。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様、おはようございます。6番、本田浩です。

一般質問通告書に沿って質問させていただきます。

振り返りますと、一昨年コロナと初めて報道されてから丸2年が経過をし、3年目を迎えた今でもコロナウイルスの新種であるオミクロン株の拡大がなかなか収まらずに、まん延防止等重点措置が発動されている現状であります。

随分とマスク生活が続いておりますが、コロナ感染症により当初はマスクが不足し、マスクを求める方々のニュースが報道されていきました。現在では新たなマスク生活が定着し、カラフルなマスクやおしゃれなマスクなど多種多様なマスクが誕生し、現在はマスクなしの生活は考えられない日々となっております。現在では、コロナ前の日常生活がどのくらい戻ってくるのだろうかと思っているところであります。

マスクによる生活様式の変化に伴って人々に変化が生まれました。この2年間で生まれた赤ちゃんは成長過程の中で、親の顔や人の顔のマスクなしの顔をあまり見ておらずに成長しております。例えば、赤ちゃんはまだ好きか嫌いかわからない新しいものに出会ったときに、親がほ

ほ笑んでいたら安心して触れてみるといった行動など、成長過程で相手の表情が必要なことであり、マスクをつけた生活により顔の表情が読みづらいなど不便に感じている方が多いと聞きます。このことは、最近になって子供の脳の発達にも影響があるかもしれないと分かってきたようです。

心配事はこの赤ちゃんだけではなく、芦屋町においては人口の多くを占める高齢者の方々の生活様式も非常に気になるところです。会合や会議等は開催が延期や中止となり、人と接することを避けてオンラインで開催するなど、人と人が顔を合わせて言葉を交わして笑顔を見ることで心が安らぎ、地域社会の中で孤立感を感じないことが住んでいてよかったまちづくりの重要なことであるかと思えます。コロナが拡大している現状では課題も多く、解消にはまだ時間がかかるのだらうと思えます。そこで、今回は2件の質問をさせていただきます。

件名、高齢者サロン事業についてです。

要旨1、サロン事業の開催状況については、コロナが始まり、コロナの感染症対策の様子を見ながらサロン事業を開始していると思えますが、サロン事業の令和元年度以降の年度別の開催状況は。また、自治区によっては開催に多い少ないがあると思えますので、その状況についてお尋ねをします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは御回答いたします。開催状況について、まず回答します。

令和元年度は全19地区で延べ357回開催されております。令和2年度は4地区が新たに加わり、全23地区で延べ217回開催されています。令和3年度分につきましては実績報告が4月以降の提出になりますので、現時点では把握できておりません。各団体の開催状況については基本的には月1回開催している団体が多いですが、開催の多い団体では毎週実施しており、月に4回以上実施しているところもあります。

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されまして、その期間は開催の自粛をお願いしておりましたので開催自体が少なくなっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

このコロナ禍の中でサロン事業の開催実施に苦慮されていることと思えます。

昨年9月号広報あしやの中で23地区の開催が周知をされていますが、各自治区ではどのよう

な感染症対策を実施しながら開催をされているのか。また、新たな活動内容に取り組んでいる自治区はあるのでしょうか。あれば、その内容についてお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

感染対策として消毒の徹底、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、室内の換気をサロンの開催時においてしております。なお、新たな活動に取り組んでいるサロンの報告、これはあっております。

ただし現在のコロナ禍にあり、サロン自体を休止しても町が発行する「ほうかつ通信」、こちらを配布していただければ活動したこととみなしております。この「ほうかつ通信」は自宅でできる健康づくりと介護予防などを内容としたものとなっております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。

サロン事業の効果については、サロン事業を始めたことによって高齢者の方々にどのような効果があったと担当課では把握をされていますか。また、効果があった内容で具体的に把握されている内容があればお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

サロンの活動に期待する効果としましては、閉じ籠もりの防止、介護予防、認知症予防、生きがいがづくりです。アンケートの結果からは「集まるのが楽しみとなり、家から出ることが増えた。」、「1人ではなかなか体を動かさないが、みんなとなら楽しく動かすことができる。」、「体操教室に行くようになって体力が増えた気がする。」など、高齢者の健康づくりや生きがいがづくりの効果が現れていると感じております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。芦屋町フレイル予防応援DVDについて。

今年度、芦屋町では自宅や公民館などで介護予防に取り組めるDVDを作成され、サロン事業の中でもDVDを活用されているところです。コロナ禍の中において、外出自粛で動かないことで動けなくなることが心配され、介護予防にはセルフケアが大切との観点から芦屋町フレイル予防応援DVD「元筋体操」を、65歳以上の町民1世帯1枚を昨年8月から配布を開始されています。

そこで、芦屋町フレイル予防応援DVD「元筋体操」は何枚作成され、2月末までに何枚配布をされたのか。また、DVDを見ることができない町民への対応は体操パンフレットのみを配布するとチラシには書いてありますが、どのような内容のものを何部配布されたのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

芦屋町フレイル予防応援DVDにつきましては2,200枚作成し、2月末までに約300枚配布いたしました。また、DVDを見られない方を対象としたパンフレットにつきましては3,500枚作成し、約400枚程度配布しております。

パンフレットにつきましては、DVDで紹介されている体操の内容を文字と写真で分かりやすく説明しております。DVDを見ながらリズムに合わせて体操していただくのが一番よいのですが、DVDが見られない方でもフレイル予防の体操が実践できるように作成しているものでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

配布されましたDVDは内容が大きく5項目に分かれており、1項目めがコンパクトな15分程度の内容にまとめられています。何度も視聴をいたしました。よくできているなど思っているところです。

改めて、このフレイルとは高齢者の健康状態と要介護状態の間にある虚弱状況のことを言い、介護は必要ないけど体調が優れない、足腰や口周りに不安がある、人付き合いがおっくうといった年齢とともに心身機能が衰えた状態をフレイルと言います。このフレイルは早期に対処すれば健康な状態に回復することができると言われております。このDVDはコロナ禍の中において、外出等自粛で動かない、動けない今の状況下ではDVDの活用が必ずフレイル予防応援に役立つものと考えます。

現在配布できていないDVDの配布方法・活用方法について、今後どのような対応を考えておられるのかお尋ねします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

これまでの配布先といたしましては65歳以上の希望者の方のほか、自治区、サロン、自治区公民館体操、老人クラブの代表者の方へ配布しました。なお、個人への配布に向けた取組としましては、自治区公民館体操の参加者や介護保険証の交付時に窓口で案内するほか、高齢者の訪問時に案内しております。また民生委員の方にも配布いたしまして、訪問時に必要な方へ周知していただくようお願いしているところでございます。

今後の配布の取組につきましては、現在はコロナ禍につき自粛している町の事業、認知症予防教室やいきいき昼食会などでの配布や、敬老会や老人クラブ主催のイベントのときに配布ブースを設けるなど、積極的な配布に取り組みたいと考えております。

活用につきましては、このDVDを「見る、理解する、実践する、継続する」が重要になりますので、敬老会の会場で流して体験してもらったり、サロンや体操教室に役場職員が訪問した際に一緒に体操したりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

芦屋町フレイル予防応援DVDはコンパクトにまとめていると申し上げたところです。その中でも4項目めに「お口の体操」があるのですが、唇の体操、頬の体操、舌の体操と細かな項目に分かれています。また、今月の芦屋町地域包括支援センターが発行されている「ほうかつ通信」でも「お口の体操」は取り上げられています。このチラシの裏面に書かれてあります。平常時でも活用される内容かと思いますが、特に現在のコロナ禍にあってはマスクをした状態で、マスクの下の顔が無表情で顔の筋肉が後退していると言われております。その中で非常に効果があるということで、顔を全体的にマッサージするような優れた内容であり、高齢者だけでなく活用が期待される内容かと思いますが。

そこで、配布された芦屋町フレイル予防応援DVDは、各家庭あるいは地域でどのような活用をされているのか、検証されているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

各家庭での活用方法につきましては、まだ配布して間もないので現時点では把握できておりません。自治区公民館体操や地域交流サロンではDVDを利用した活動を行っているところがありますので、今後、配布した世帯や自治区に対してアンケートを実施し、活用方法や意見などをお聞きしたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の4に移ります。今後の開催状況について。

現在サロン事業は自粛をしており開催されていない現状ではありますが、コロナ終息が長引く現況化では、高齢者の方々は早い開催を望まれていると思われま。

間もなく新年度が始まりますが、現状のコロナ禍において実施可能なサロン事業内容を予定されていますでしょうか。あるとすれば、どのような内容になるのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

国や県でも、新型コロナウイルスの影響でサロン等通いの場が開催されずに高齢者の心身の状況に悪影響を及ぼしていることに危機感を感じており、オンラインによるサロンの開催とかいうのを検討していますが、インターネット環境が整っている高齢者は多くなく、機器の使用方法が分からない方も多くいますので、すぐにオンライン開催というふうに移行していくことは難しいと考えております。

サロン事業は実施される住民の方が主体となり、各サロンから提出された事業計画書に基づき実施しております。令和4年度の事業計画書は4月以降の提出であるため、現時点で各サロンがどのような実施内容にしているとかいうのは、現時点では不明でございます。

町としましては、これまでどおり感染対策を実施した上で、実施可能なサロン活動をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

件名2、芦屋町高齢者福祉計画について、第8期芦屋町高齢者福祉計画の中から質問させてい

たきます。

第8期芦屋町高齢者福祉計画は「人生100年時代の長寿社会が到来し、高齢者の方々にも普段から健康に気をつけて、支援をされない状態を保っていただく」とあります。第8期芦屋町高齢者福祉計画は令和3年度～令和5年度までの取組期間となっていますが、既に期間の3分の1が経過をしようとしている現状であります。計画策定の背景は、令和7年に団塊の世代が75歳以上となり、令和22年には85歳以上の高齢者が1,000万人を超えると見込まれていることが挙げられます。

その中で「第2章 芦屋町の高齢者に関わる現状」の項目の中で、「アンケート等で見える芦屋町の高齢者の現状」という項目があります。内容は、芦屋町在住の65歳以上の要介護認定を受けていない1,395人にアンケートを行ったものです。調査期間は2019年6月4日～30日となっていますので、コロナ感染症が発生する前年の調査期間となります。そのアンケートの中に「健康・疾病の状況」という項目があり、既往症の既往率の第1位は断トツに高血圧で、38.4%と非常に高い数字が示されています。これは芦屋町に特化したものでもなく、日本の患者数は治療をされていない方も含めると、4,000万人を超える国民病と言える病気です。日常生活を改善し、心臓病や脳卒中あるいは肝臓病といった大きな病気を引き起こす要因となり、健康が阻害され維持できない、医療費が増加するといった将来が見えてきます。

以上のことから、少しでも高血圧の予防策を取ることができれば、健康が改善されることになるのではないかと思います。身近な高血圧対策としてインターネットで検索をしましたら、有効な策として散歩が出てきます。インターネットによりますと「過去の研究では、1回30分の運動を週2回以上行ったり、1日8,000歩程度のウォーキングを3か月行っただけでも、血圧が低下することが確かめられている。」と記載があります。散歩が非常に効果を発揮できるのであれば、散歩をしていただくことによって医療費削減が政府、地域の共通課題となっている現状において国民の健康寿命をいかに伸ばすか、住民に対していかに健康づくりに参加していただくかが重要なテーマになってくるかと思えます。

運動を行おうと思ったり、あるいは運動・健康に関心であったり、健康づくりの重要性は認知していても具体的なアクションを行っていなかったりという方もたくさんいらっしゃいます。特にこの寒い冬が終わり間もなく暖かな春が訪れますと、少しずつ外に出て体を動かそうと考えておられる方もいらっしゃるかと思います。ほかの運動に比べて特別な道具を必要とせず、幅広い年齢層の人が行うことができる散歩には様々な効果が期待できます。言うは簡単ですが実行するには継続性など課題もある散歩ですが、散歩の効果については改めて申すまでもありませんが、生活のリズムが整う、気分転換ができる、ダイエットや美容効果が期待できるなど紹介されています。そこで、体を動かす基本となる歩くことについてお尋ねをいたします。

要旨の1、高齢者が実施している散歩について。

インターネットで検索しますと、散歩とは「気晴らしや健康などのために、ぶらぶら歩くこと。あてもなく遊び歩くこと。」とあります。比較的、散歩は人との交流がなく、コロナ感染症拡大時にも自分のペースで実施できるものと思われませんが、どのくらいの町民の方が散歩をしているか把握は難しいと思われます。高齢者が行っている散歩に対して、福祉課としてどのような考えをお持ちなのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

第8期芦屋町高齢者福祉計画の基本目標の1つに「いつまでも健康」という項目を掲げており、高齢者の健康保持・増進の重要性についても明記しております。そして今、本田議員がおっしゃるとおり、健康の保持・増進のためには散歩を含め適度な運動も重要な要素であると認識しており、健康教室や健康相談などで適度な運動や栄養バランスの取れた食事などが健康の保持・増進につながるということを啓発しているところでございます。

なお、芦屋町老人クラブ連合会において年1回、健康増進を目的としたウォーキング大会が開催されておりますが、町としてもスポーツ推進委員による正しい歩き方の講習を行うなど、開催支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

コロナ禍の中にありましては健康教室や健康相談、ウォーキング大会や正しい歩き方の講習などいろいろなイベントの開催は厳しい現状であります。コロナ終息後には開催支援を十分に行っていたら、健康づくりに支援をしていただきたいと思います。ただ、開催支援を参考にしながらも、日頃個人が散歩をする際に、ただ何となく自宅をスタートして好きな時間に御近所をぶらりと歩かれることが多いかと思いますが、さらに何か目安になるものや意識するものがあれば、別の観点からやる気が湧いたり計画的な実施が可能になったりするのではないかと思います。散歩の効果の十分な意識づけと、歩くことの継続性が高齢者の散歩にどのような影響があるのか、健康を維持していく中では健康増進をかなりアップさせるものと思われます。

そこで、アンケートの結果を見た中で、健康増進に関してどのような内容で高齢者の方々に意識づけをされ、実態把握をされているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

健康増進のための運動というものを考えたときには、三日坊主のような短期間の取組ではなく、継続的に取り組んだほうが効果的であることは間違いありません。そして、本田議員がおっしゃるように何らかの目安・目標といったものが散歩を継続して実施するための動機づけになると考えます。

そうしたことを考えたときに、県が実施している「ふくおか健康ポイントアプリ」というものがございます。これはスマートフォンのアプリを活用して、日々の歩数・健康記録・イベント参加など健康づくりの取組に応じてポイントが付与され、たまったポイントにより懸賞への応募や協力店舗における優待サービスを受けられる仕組みです。町としても住民の皆さんにアプリを活用していただきたく、昨年3月そして今年の2月の広報紙で、このアプリの案内記事を掲載しております。このほかにも、民間の飲料会社のスマートフォン向けアプリでも一定の歩数でポイントが付与され、飲料と引き換えることができるサービスなどもございます。

このように散歩における目標設定ということに関しては既に様々な仕組みができつつあることから、高齢者に対し積極的な利用を勧めていきたいと思いますが、高齢者の中にはスマートフォンの操作に不慣れで、アプリの活用が難しいというような人がいることも承知しております。こういった高齢者のデジタルディバイド解消を目的としまして、高齢者を対象としたスマホ利用教室の講師養成等を今後行う予定としております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の2に移ります。散歩や運動で体を動かすことについて。

第8期芦屋町高齢者福祉計画の第2章に「芦屋町の高齢者に関わる現状」という内容があります。19ページに「高齢者福祉に関するアンケート調査結果の概要」があります。調査目的は「芦屋町高齢者福祉計画の策定に必要な基礎データを収集・分析するとともに、芦屋町の高齢者施策向上に資することを目的としています。」とあります。調査方法は芦屋町在住の65歳以上の1,500名を対象に、2020年3月13日～3月27日にアンケートの形で実施をされております。調査時期としましては、ちょうどコロナが流行しはじめた頃になります。

その回答の中で、健康・予防について心がけていることの中で「散歩や運動など体を動かす」項目が、平成29年の調査時25.3%と比較しまして令和2年調査時39.5%と14.2%も向上し、飛躍的に伸びています。この調査結果をどのように分析され、高齢者施策向上に活用

されているのかお尋ねをいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

「散歩や運動など体を動かす」との項目の回答率が大幅に上昇した理由について明確な理由は分析できておりませんが、町としてはあらゆる機会での介護予防としての運動の重要性を啓発しておりましたので、その考えが町民全体に広がってきたのであれば幸いであると考えております。

散歩や運動の機会を増やす高齢者施策としましては、先ほども述べました老人クラブ主催のウォーキング大会への支援や「ふくおか健康ポイントアプリ」の登録推進のほか、自治区公民館体操における自主運営化を進めるための体操サポーター養成講座や、地域交流サロン事業の支援などを今後も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

要旨の3に移ります。居住区のつながりについて。

同じアンケートの中で、25ページに「居住地域内のつながり」についての質問があります。回答は平成29年調査時と比較すると「とても感じる」が増加をしています。これは芦屋町の高齢者福祉施策が地域の方々にとって有効に浸透した結果が、居住区のつながりを「とても感じる」という結果につながっていることと思われませんが、何がこのような高評価につながっているのかをお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

居住地域内のつながりを問う設問につきましては「とても感じる」というふうに回答された高齢者は、御指摘いただいたとおり平成29年に行ったアンケートの20.7%から、令和2年には24.1%に上昇しております。このように地域のつながりを強く感じる高齢者が増加した要因につきましては、各自治区における自治区活動の取組のほか、地域交流サロン活動や自治区公民館体操などの拡充により、地域でのつながりを感じる機会が増えていることが1つの要因であるというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

アンケートの中で「今後やってみたいこと」の項目では、平成29年調査時も令和2年調査時も断トツで健康づくりや運動など体を動かす活動となっています。潜在的に健康づくりに興味があり、体を動かす何かを行っていきたいと思っておられる高齢者の方が多数いらっしゃるのだと思います。

ぜひ散歩がもっと身近になり、さらに多数の方々に参加をされ、先ほどの智田課長の御回答の中でスマートフォンを活用した新たな内容に触れられていますが、このように散歩にアプリを活用する、あるいは散歩数に応じたポイントを付与する、現在の散歩コースを整備する、あるいは新たなコースを作成するなど、海に面した風光明媚な芦屋町ならではの海辺の散歩道については次回以降にお尋ねすることとします。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、13時から再開します。

午前11時38分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長 辻本 一夫君

再開します。

次に1番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。通告書に基づき一般質問をいたします。

要旨1点目、曲水苑廃止に伴う本町の今後のし尿処理についてお尋ねいたします。

遠賀・中間地域広域行政事務組合のし尿処理施設曲水苑は運用開始後25年を経過し、老朽化に伴う改築費用の増加等で、存続か廃止かを構成市町村は検討するように依頼されていました。先日の広域議会全員協議会において、し尿処理施設曲水苑の廃止が報告されました。

本町の公共下水道普及率は99.9%と非常に高い水準にありますが、公共下水道への未接続世帯やイベント等によるし尿収集は継続して発生するため、曲水苑廃止後は各自治体で処理方法を検討することになっております。そこで、次のことについてお尋ねいたします。

まず1点目、曲水苑の廃止か存続について、本町が行った検討事項の内容についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

それではお答えいたします。

し尿処理施設曲水苑につきましては、中間市、水巻町、遠賀町、岡垣町及び芦屋町の1市4町で共同経営を行っております。この曲水苑の整備方針となる施設整備基本計画を、遠賀・中間地域広域行政事務組合が平成30年度に策定をいたしております。その結果、既設の施設延命化または廃止に向けて各構成市町で検討することとなりました。

また、令和元年5月に福岡県下水道課及び下流域下水道の構成市町である中間市から、単独公共下水道で運営をしている芦屋町及び岡垣町に対して、遠賀川下流域浄化センターを中核とする下水道及びし尿処理の広域化、いわゆるM I C S事業を下流域下水道の構成市町である鞍手町も含め1市5町で、福岡県が検討したい旨の提案がございました。この検討資料に基づき、芦屋町の今後の下水道及びし尿処理の方向性を定めるための詳細調査を令和2年度に実施いたしております。その結果、今後のし尿及び浄化槽汚泥の処理方法につきましては4つのケースで検討を進めてまいっております。

まずケース1、芦屋町の下水道処理施設で処理する案、ケース2として北九州市へ搬送する案、ケース3は中間市にあります遠賀川下流域下水道処理施設へ搬送する案、ケース4につきましては既存の曲水苑改築案となります。この4案につきましては、それぞれのメリット・デメリットがございます。

ケース1の芦屋町で処理する案のメリットとしましては、し尿の処理費となる維持管理費が4案の中で最も安価となることや、搬送距離が短く曲水苑との搬送距離に大差がないこと。デメリットとしましては、し尿受入施設の新設工事が必要となること。また現在、遠賀・中間地域広域行政事務組合が行っている収集運搬手数料徴収の事務方法を検討しなければならないこと。さらには今後、下水道を北九州市へ処理委託することとなった場合は処理施設がなくなるため、新設することとなるし尿受入施設や、し尿処理の方針についての再検討が必要になることとなります。

ケース2の北九州市へ搬送する案のメリットとしましては、今後、下水道を北九州市へ処理委託することとなった場合も継続して、し尿処理が可能となること。デメリットとしましては、芦屋町内にし尿処理施設の新設工事が必要となる。また、ケース1と同様に収集運搬手数料徴収の事務方法を検討しなければならないことや、北九州市への運搬距離が長くなり運搬費用がかかることとなります。

続いて、ケース3の遠賀川下流域下水道処理施設へ搬送する案のメリットとしましては、流域下水道において共同の事務処理を行うことで効率的であるということ。また今後、下水道を北

九州市へ処理委託することとなった場合も継続して、し尿処理が可能となるということです。デメリットとしましては、し尿受入施設の建設費負担や遠賀川下流流域下水道処理施設がある中間市へのバキューム車往来による地元の合意形成を図る必要があること。また、下水道の連携を行わないこととしたため、現処理施設の過年度建設費負担が生じること。運搬距離が長くなることで運搬費用が高額となります。

最後に、ケース4の既存の曲水苑改築案のメリットとしましては、バキューム車の運搬ルートが現状のままであることや、引き続き遠賀・中間地域広域行政事務組合で共同の事務処理を行うため効率的であること。デメリットとしましては、し尿処理費である維持管理費が最も高額となるということでございます。

以上が、検討した概要となります。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、4つのケースを順ぐって、費用対効果を含めて御答弁いただきました。

それで、芦屋町は構成市町村の中でも下水道普及率、当然し尿も含みますけども、普及率が大変高い位置ですので他町村よりも、し尿の処理量といいますか、大変低いだらうと思っております。そのような中で今回、曲水苑が廃止されたことに伴って芦屋で単独に処理しなければならなくなる。そうなったときに、今いろんな案が出ました。これは2点目の質問にもちょっと該当するかも分かりませんが、芦屋で単独で処理する場合、北九州に継続する場合、それから遠賀川下流流域に持っていく場合というような3つのケースがございますけども、芦屋でする場合にですね、要するに問題になるような点というのがございますか。

要するに、今は曲水苑に持っていくわけですからバキュームカーがそれぞれの未接続世帯の家庭を回ったり、またはイベント等で発生するし尿を取りに行行って、そのまま曲水苑に運んでいるわけですけども、今度芦屋で単独でする場合となったときに、その辺のその、何ですか、仮に北九州にするにしても芦屋で処理するにしても、先ほどのお話では何か別に貯蔵施設といいますかね、このようなものを設けなければならないという点がございますけど、それは必ずしもそういうようなものが出てくるわけでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

曲水苑の構成市町のうち中間市、水巻町及び遠賀町の1市2町が、曲水苑を廃止し流域下水道

へし尿投入するM I C S事業とする方針を決定しました。これを受けて芦屋町と岡垣町の2町で、曲水苑を存続し運営を継続していくことは困難であるということから、ケース4の曲水苑建て替えは行わないということとしております。次に、ケース3の遠賀川下流流域下水道で実施予定のM I C S事業への参加につきましては最も経済的に劣ることから、流域下水道との連携は行わないという方針としております。

今後の芦屋町については、芦屋で自前で処理する場合と北九州市へ搬送する場合においても同様に、し尿のまず受入施設、処理施設が必要となるということで、建設費用が発生するということとなります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

もう、これちょっと2点目に移るんですけども、今後の処理施設の処理の方法について何か考えはないかという、ちょっと2点目の質問なんですけども、そのときに先ほど御答弁いただきました今のケースでは、芦屋で処理する場合と北九州に持っていく場合、この2点。あともう1つは、遠賀川下流流域に持っていく場合については今よりも経費が若干かかるということで、これは除外されているようでございます。

それで、芦屋で処理する場合は当然、芦屋の下水道処理施設で処理するわけですけど、今度は北九州で処理する場合に果たして、その何ですか、直接今の曲水苑と同じように家庭から収集して、そのまま北九州に搬送することは不可能なんでしょうか。その辺について北九州との打合せは十分できてるんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

まず北九州市との打合せ、協議内容につきまして、芦屋のし尿及び浄化槽汚泥についての受入れは法的には可能であるということは示されております。ただし直接搬送ではなく、1回「芦屋町の町内において受入施設を造ってください。」ということを協議内容として、結果としてあります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

芦屋は他町に比べて、先ほど申し上げたとおり99.9%の下水道が普及されているわけですが、あとは今言ったくみ取式になるわけですが、それを一々ためていかなきゃいけないのか。そんなに量的には少ないと思うわけですよね。だからその辺は十分、北九州市との交渉余地があるんじゃないかと思っております。だから、その辺はちょっと調整していただければ。

それと、今の段階で曲水苑が仮に廃止されるとした場合に、計画的には何年度になってるわけでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この曲水苑廃止につきましては、先ほど申しました遠賀川下流流域下水道とのM I C S事業の供用開始が大いに関わってまいります。このM I C S事業の大まかなスケジュールでございますが、事業計画を起こして約6年という考えを示されております。

まず、1年目としましては下水道全体の事業計画の変更であるとか、2年目に今度は、し尿のほうの受入施設の基本設計、それから浄化センターで受け入れるし尿受入れの実施設計、それから本体工事である施設整備に約2年、合計6年という考えを示されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

曲水苑が6年に廃止される予定であれば当然、芦屋町が現在未接続世帯とかのいろいろなし尿を収集するわけですが、今度は芦屋町も6年後には自前でしなければいけないという状況だと思いますけども、その辺のスケジュールは、芦屋町独自のスケジュールはつくっておられますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

おっしゃるとおり、曲水苑が6年後に廃止されます。それに伴って、芦屋町のし尿の在り方についても既に結論を出さないといけないというところでございます。

先ほどM I C S事業について、事務作業を含めて6年と申しました。芦屋町に仮に施設を受け入れることとなってもですね、やはり同じような事務手続、設計、工事、これを含めて約4年と

か3年かかりますので、早急に結論づけて方向性を示していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今後6年間かけて自前の部分を検討するわけですが、今回、曲水苑が廃止されるわけですが、今現在、曲水苑に——財政計画では大体年間900万円、約1,000万円弱のお金をずっとし尿処理分として芦屋町から曲水苑に負担しております。

当然、自前にすればまた芦屋町独自の維持管理費とかもかかるんですけども、この900万円を超えれば廃止したことにも意味がないような気がするんですけど、その辺は十分考慮される形での検討を加えられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

し尿投入施設の建設費、処理場での処理費、運搬費用等を含めて、現時点での試算はおおむね400万円となっております。また、事務手数料、徴収など事務の取扱い方法につきましては確定しておりませんが、現時点での試算では事務費がおおむね400万円と考えており、合計で800万円となります。

したがって、曲水苑のし尿処理負担金に約900万円を支出していることから、芦屋町の下水道処理施設での処理が安価と想定されております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ありがとうございました。それでは3点目のほうに移らせていただきます。

公共下水道への未接続世帯の下水道への接続は、水洗便所の普及及び生活環境の改善の面からも早急な対策が必要と考えられます。未接続世帯の現状と取組についてお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この未接続世帯につきましては56件を対象に、水洗化勧奨及び実態調査を令和2年度に実施いたしました。56件の内訳としましては、くみ取44件、単独浄化槽12件となっており、直接勧奨は39件、また、不在によるアンケート調査17件のうち、回答があった9件という結果になりました。

聞き取り及びアンケート調査回答にあった41件の理由の内訳としましては、未水洗化の理由は「経済的な理由」が17件で約41%、次に「借地・借家」を理由とするものが10件の約24%、「空き家」が6件の約14%、また「家屋の老朽化」が3件の約7%、その他少数としまして「解体予定」や「浄化槽を利用しているので不便を感じていない。」などございました。

今後の取組につきましては、空き家への対応として空き家の所有者へ要請文を送付し、意向を聞き取ることで将来見込みを把握することが考えられます。また経済的な理由、改築及び建て替え予定がある理由の世帯につきましては、再度の戸別訪問やアンケート調査を実施し、情報収集に努めることが必要と考えております。

いずれにしましても個人の費用負担が生じることから、下水道の根幹となる事業の目的は下水道法第1条において「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資すること」とあるとおり、トイレの水洗化のみならず、流し・風呂・洗面などの雑排水も併せて未接続世帯への理解と勧奨を引き続き実施してまいります。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

もし仮にこの未接続世帯が解消された場合、全部は難しいかも分かりませんがある程度解消された場合については、先ほどお答えされました芦屋町で単独で処理するし尿の計画というんですか、それに若干の影響か何かはありますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

先ほど申しましたとおりMICS事業においては約6年、芦屋においては3年～4年程度と考えております。で、まず計画に入るわけですが、計画に入った時点で99.9%の普及率がありますので、現在をマックスと捉えております。要は、今現在56件残っておれば、今計画を立てるとすればマックスの56件分に堪えられるし尿処理施設を造ることを基本として進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

それと新築世帯については、もうほとんどが公共下水道に接続されてるわけですから、今の56件を仮に解消して接続していただければ、今後増える要素はないのではないかと思いますよ。要するに、現状のものを減らすだけという話だと思いますが、その辺はどうですか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

おっしゃるとおり、今の56件の未接続世帯を仮にゼロに近づけたにしてもですね、先ほど内海議員が言われたようにイベントであるとかですね、建設工事の仮設トイレ、これはもう必ず残ってきますのでその辺は、未接続世帯の解消に向けては先ほど私が申しました下水道法の第1条、生活環境の向上及び水質改善とか、そういうふうな考えになるのかとは思いますが、

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

芦屋町には、芦屋町水洗便所改造助成金要綱というのがございます。これは芦屋町の下水道条例に基づいてされるわけですが、この中の第3条ですか、助成金の交付を受けることができる者ということで、この中に、公共下水道の公示の日から3年以内に当該工事を行う者については以下の金額を。助成金額としましては、くみ取便所の改造は1世帯10万円、それからくみ取式簡易水洗便所の改造は10万円、水洗便所改造工事が8万円ということで、こういうような補助金制度がございますが、これについて現在の活用状況はどうでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

お答えいたします。

おっしゃるとおり芦屋町水洗便所改造助成金要綱第3条第2項にあるとおり、助成金交付の要件として「供用開始告示日から3年以内に当該工事を行う者であること」とあります。この未接続世帯につきましては、全て要件を備えておりません。ですから、このような助成金を交付しているというのは、ここ近年ございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

下水道法の水洗便所への改造義務等ということで第11条の3、要するに国の下水道法ですね。この中で「処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域について公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に改造しなければならない。」という文言があるために、多分芦屋町も3年という期間を区切って、現在もう既に供用が12年ですから、もう全く該当者がおらないと。ただ、要綱は残っている現状でございます。

ただ、この下水道法ですね、第3項に、要するに「公共下水道管理者は、第一項の規定に違反している——要するに3年以内に公共下水道につながない者、違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造することを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却される、または移転される予定のもの、または水洗便所への改造について必要な資金の調達が困難な事情があるとみる場合については、この限りでない。」という項目があるわけなんです。だから3年以内に必ずしも水洗便所化しなければならないという、要するに条文もちょっとここで柔らかくなってる。だから、芦屋町も今現在は「3年」という項目があるんですけど、それがちょっと足かせになってるような気がします。

それと福岡市のほうでもですね、水洗便所に対する助成金があります。ただ、福岡市も同じようにただし書がございまして、市長が認めればこの3年というのが該当しない条文もあるわけですよ。芦屋町も今言ったように3年という項目があるために、現在の先ほど申されましたアンケート調査の結果、約17世帯が経済的な困窮世帯でなかなか下水道につなぐことが難しいという御回答でございましたけど、このような補助金制度等もですね、何らかの形で復活すればできるのではないかなという気がしておりますが、その辺の見直し等の検討はどうされますか。

○議長 辻本 一夫君

都市整備課長。

○都市整備課長 山下 洋二君

この下水道につきましては、昭和57年4月1日より供用開始をしております。で、整備の終わった地区から順次拡大して、その都度その都度、地区によって供用開始時期が定められております。

で、この99.9%の普及率となった主な要因としましては、やはり下水道法に「3年」とありますとおり、皆さん下水道が完備できれば、ほとんどの世帯については3年以内に設備を施して助成金の交付を受けているということで99%が成り立っていると私は考えております。ですから、あとの残りについてはですね、新たな助成金制度の構築はどうかという話ですけども、

先ほど申しました3年以内に施工した世帯についての平等性や均衡を図る必要があり、慎重に判断をする必要があると思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

考え方ですけども、実際に今やっぱり環境問題もいろいろ言われてますし、当然河川の流域等に対する衛生面もいろいろあるわけですよ。それで先ほど、過去に3年以内にされた方についてと今回数十年たって新たに助成する場合についての、ちょっと格差があるというお話ですけども、その状況によってまた違うと思うわけですよ。実際に、国が今回コロナ関係でいろいろ助成金出しましたよね。それで18歳の捉え方をどこでするか、1日違えばもらえないとかそういうような実態もあるわけですよ。そういうような中で、やはり検討することは可能ではないかと私は思ってるわけですよ。

それで、ちょっと最後にですね、いろいろ述べてまいりましたけども、芦屋町の公共下水道事業は平成12年度に町全域の整備が完了し、下水道普及率は99.9%、残りの0.1%は先ほど言われた56件の世帯が未接続世帯と思われま。平成元年に実施されましたコミュニティ活動状況調査では、下水道は満足度も重要度も非常に高くなっています。しかし、第6次芦屋町総合振興計画においては下水道施設等の良好な維持管理が掲げられているだけであって、未接続世帯の解消などについては触れられていません。今まで曲水苑で処理されていたため、問題意識がなかったのではないかと思います。老朽危険家屋解体助成金や中古住宅解体後の新築住宅助成金、または今回木造戸建て住宅耐震改修工事などもいろいろメニューをつけて、芦屋町ではいろんな形で快適なまちづくりを目指しておられます。

それで、先ほどの調査でも高齢者の未接続世帯がおられるということで、助成金等の支給によって水洗化により生活環境を改善してあげることも大変重要なことではないかと思っております、また生活雑排水が河川に流れ込むことを少なくすることで環境改善にも役立つと思われま。曲水苑の廃止を契機にいま一度、今後のし尿処理の最善策の実施を含め、未接続世帯の解消による下水道普及率100%を目指してはどうでしょうか。町長、最後に答弁をお願いいたします。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野茂丸君

内海議員と都市整備課長がお話されたとおり、全く事実はそうであるわけですが、やはりその中には芦屋町だけで、これには全て建築基準法だとか下水道法だとか法律が結局あるわ

けでありまして、その範囲内で実施しなければならないわけでありまして。

内海議員の言われることはごもっともなことが多いわけですが、やはりこういう縛りがある中で矛盾が出てくる場所があるわけですが、先ほどから言われますように、芦屋町の下水道はもう昭和57年の開始から40年たっております。この40年前のこの要綱は、果たして今どうであるのか。今のこの世の中に合うのかどうかとかなですね、いろんな問題が、今議員が言われたこのたくさん問題があるわけですが。しかし、すぐこれをどうするかというのはやっぱり40年前に、課長も言われましたように平等性とか均衡だとか、「そのとき俺たちは出したやないか」、「俺たちはもらってない。遡ってくれ。」とかですね、そういう人もおられるかも分かりません。

そんなこともいろいろいろいろあるんで、ちょっと御時間をいただきまして、まず未接続世帯56件がどういう状態なのか、どういうふうで接続してないのか、これを1件1件調査する必要があると。私が聞いておる2~3の例として「いや、もうせんでいい。」と、「うちはもうしたくないから。」とかですね、個人個人のお考えがあるみたいであります。その中で1つ1つ、560件じゃなくて56件だから1件1件聞いて回って、どうなのか。本当にお金がないからできないのかとかですね、いろんな事情があるでしょうから、今後について、この未接続世帯解消に向けては少し時間がかかるか分かりませんが入念に調査研究をいたしまして、調査の結果、行政としてどう取り組むかのことについては、また回答が出ましたらお知らせさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議員 1番 内海 猛年君

ありがとうございました。終わります。

○議長 辻本 一夫君

時間が来ましたので、内海議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 辻本 一夫君

次に4番、萩原議員の一般質問を許します。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原でございます。通告に従いまして一般質問してまいります。

件名1、学校における新型コロナウイルス感染症対策について。

3月に入りまして遠賀郡内の新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向にあります。去る1月15日、県内の新型コロナウイルスの新規感染者数は過去最多を記録し、1月27日にはまん延防止等重点措置が実施されました。その後、1月31日には遠賀郡内の新規感染者数は過去最

多となり、町内の小学校では学級閉鎖が行われました。オミクロン株への置き換わりに伴い、10代以下の感染者数は増加しています。そのため、子供たちの学びの保障と心身への影響などを踏まえ、今後も慎重な対応が必要であると考えます。そこで次の点についてお尋ねいたします。

要旨1、学級閉鎖と学びの状況について。

今年に入り、町内の小学校でも学級閉鎖が行われております。芦屋町内の小中学校の学級閉鎖と、子供の学びの状況はどうなっていたのかお尋ねいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長 三柵 賢二君

まず、新型コロナウイルスに感染し陽性となったために行った学級閉鎖等は、これまでに3回行っております。1回目が山鹿小学校の学級閉鎖で1月29日（土）～2月2日（水）までの5日間、2回目が芦屋東小学校の学級閉鎖で2月2日（水）～2月6日（日）までの5日間、3回目が山鹿小学校の学年閉鎖で2月19日（土）～2月23日（水）までの5日間となっております。もともと各小学校では、2月に入れば希望者に対してオンライン授業を始める準備を進めていましたので、学級閉鎖等にも素早く対応することができました。

第1回目の学級閉鎖を行った山鹿小学校では、全ての学級で体育以外の授業を時間割どおりにオンライン配信し、100人以上が授業を視聴したとの報告を受けています。また、芦屋東小学校、芦屋小学校においても算数科を中心にオンライン授業を配信しました。この2校においては学習動画を視聴したりプリント学習を選択したりして、学習活動を組み合わせて学びの保障に取り組んだところです。2回目の芦屋東小学校の学級閉鎖では、先ほど申しましたように算数のオンライン授業を毎日1時間、プリント学習・学習動画を組み合わせて、全学級で時間割をつくって学びの保障に取り組みました。3回目の山鹿小学校の学年閉鎖では、これまでのオンライン授業の反省を生かして午前中のみ時間割どおりの授業配信をし、午後からはデジタル教材ドリルを用いた学習に加え、プリントを用いた学習を準備して学びの保障に取り組んだところです。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨2、学級閉鎖の判断基準と保護者へのお知らせ。

遠賀郡内でも感染が増加する中、保護者の方から「子供のクラスも10人くらいが欠席している。欠席理由は分からないが、そろそろ学級閉鎖になるのか情報がないので不安です。」という声が届きました。確かに児童・生徒や保護者の方々にしてみれば、郡内の感染者の増加に伴い、

学校に子供たちが行って多くのお友達がお休みしているというのを保護者の方が聞かればですね、その理由が分からないのでとても不安になったかと思います。そこでお尋ねします。

芦屋町の学級閉鎖の具体的な判断基準はどうなっているのか、御答弁を求めます。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

学級閉鎖等の判断基準につきましては、まず、文科省の示した学級閉鎖の要件は以下の4つで、「いずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。」とあります。

1つ目が、同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合。2つ目が、感染が確認されたものが1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。3点目が、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。4点目が、その他、設置者が必要と判断した場合というふうにあります。この文科省からの通達を学級閉鎖の判断基準としています。さらに、保健所からの指示や学校医さんからの助言等も考慮しています。

これらのことを踏まえて学級の欠席状況を分析して、学校現場を預かっている校長の意見を聞いて慎重に学級閉鎖等の判断をしています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、判断基準をですね、お伺いいたしまして、そういうふうになってるんだなというのは理解しました。で、そういうのがですね、今お伺いして分かったところで、それは保護者の方にはお伝えしてるんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

この件については内規的な扱いで、保護者の方にはお知らせしておりません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ある保護者の方からですね、「北九州市では学級閉鎖を行う目安を示している。」との声があ

りました。平成27年芦屋町人口ビジョンによりますと、本町に居住し、ほかの市や町に通勤・通学している約4,000人の中で、北九州市に通勤・通学している人は全体の約60%と、とても大きく占めております。子育て中の保護者が北九州市との違いに「どうしてなんだろう。」と思うのは、私は当然だなと思っております。

例えば、北九州市では教育委員会が学級閉鎖の基準を示し、それを受けて小学校のホームページで学級閉鎖やPCR検査の判断について公表しております。「この場合なら学級閉鎖を行う。」と明確な基準を示せば、児童や生徒、保護者の方々の不安は少しでも改善するんじゃないかなと、まあ軽減ですね、するのではないかと思います。

今年に入り、今までかつてないほど遠賀郡内で感染拡大しています。それがちょうど私立の高校の入試などの時期と重なりまして、受験生をお持ちの保護者の方々は本当に御心配だったんじゃないかなと思っております。今後、また感染拡大しないとは言えません。教育委員会で具体的な学級閉鎖の判断基準、今お示しということですが、学校とも協力しながら児童・生徒、保護者の方々が安心できるようなですね、お知らせ、お願いなどの情報発信を今後お考えになっていたかどうかはいかがでしょうか。その点についてお伺いします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

今、議員がおっしゃったように、北九州の判断基準は存じております。たしか学級に1名出て抗原検査等を行う、そういったような案件がありまして、途中で1週間の間に2名の陽性者が出た場合とか、確かに具体的な手順がありました。

しかし私が先ほど言いましたように、例えば1つの学級で仮に3人の陽性者が出たとします。その場合3人とも家庭内感染で、しかも日にちが空いて発生した場合、さらに学級の中に風邪症状の子がいなければ学級での感染は低いという判断に至って、臨時休業の必要はないと判断したことも私はございます。しかし同時に3人、こういったケースもありました。早退したという場合、そして周りに風邪症状のある子供さんがいた場合は、先ほどと同じ人数でも感染の度合いが随分違うと思われれます。3名の早退者、周りに風邪症状の子がいれば、当然学級内で感染が広がっているという判断に立てると思います。

したがって、具体的な数字を挙げて「この場合は必ず臨時休業します。」というのは、なかなか当てはまりません。それぞれの感染の状況であったり学級の欠席状況であったり、また、学校長の判断であったり学校長の願いであったり、そういったものが判断材料の中に入ってきますので、具体的な数値を挙げて「こうなれば臨時休業します。」というのはなかなか当てはまらないと考えて、なかなか具体的なお知らせができにくかったという状況でございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

個々の事情もあるかと思うんですが、実際こう「不安だ。」というお声が届いているのは事実です。そこはどうかしつかり、ちょっと受け止めていただきたいなと思っております。

次ですね、要旨3、感染症対策の強化・徹底について。

長引くコロナ禍で、小学校でも3密の回避・マスクの着用・手洗いの徹底など、基本的な感染症対策を学校衛生管理マニュアルに基づき進めておられたと思います。今回、オミクロン株の感染が10代以下に急増する中、感染症対策の強化・徹底を新たに図ったものがあればお聞かせください。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

特にこれまでと違った対応というのはございません。

例えば、こういったオミクロン株が発生してきましたので、学校長には「これまで以上の感染対策を徹底するように。」ということを示したところであります。

幸い、芦屋町では12歳以上の児童・生徒のワクチン接種、また、我々教職員についても優先接種していただき、既に2週間が経過している職員が大半です。これまで陽性になった教職員はいませんし、職員を介して感染が広がるおそれは低いと考えられます。したがって、これまでどおりの感染症対策を継続・徹底していくということを考えておりまして、特に「新しくこれをしなさい。」ということはありません。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

要旨4、オンライン授業の課題と今後について。

2月24日の朝日新聞に「第6波 学級・学年閉鎖が急増」という記事が出ていました。感染拡大で学級閉鎖や学年閉鎖が大幅に増え、学びの機会がこれまで以上に厳しくなっている状況下で、小中学校では1人1台行き渡ったタブレット端末を活用し、先生が自宅からオンライン授業に取り組んでいるケースも増えているとの内容でした。

また、福岡市では3月上旬に公立高校の入試を控え、市の教育委員会は各中学校に「状況に応

じて、受験の1週間前にはオンライン授業での対応を」と通知していると書かれていました。保護者の方から、入試前やクラスで欠席者が増えたときはオンライン授業を望む声がありました。

「実際、北九州市の中学校では入試前に強くオンライン授業を推奨している中学校もある。」というふうに保護者の方からお話があり、「芦屋町はどうなっているのかな。」という声も届いております。そこでお尋ねいたします。

芦屋町の小中学校のオンライン授業の状況は先ほどもありましたが、話に上がっていなかった中学校とかほかの学校の話もありましたら、お話を聞かせてください。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

小学校の取組については先ほどお話をさせていただきました。中学校ですけれども、中学校が少し出遅れた感がございます。

1つは、小学校でオンライン授業を準備し始めた時期は、ちょうど今、議員がおっしゃったように中学校では入試のシーズンでした。やはり中学校全体として入試に対する準備が1番であること、また、教科担任制であることなどから中学校において若干難しい面があり、取組が遅れたのは事実でございます。

しかし、2月21日（月）から1・2年生を対象に、希望する生徒に対して学習プリントを使って復習をする、これが1つ目の学習課題です。2つ目、インターネット上の学習動画を視聴する。そして3つ目、学校より配信される授業、この場合は数学と英語を中心にしてるんですけども、視聴するというところで、少し遅れましたけれども中学校においても学びの保障を始めたところではあります。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

まずですね、山鹿小学校は1日通してオンライン授業しましたということで、とても山鹿地区の保護者の方からはですね、「とてもよかった。」というお声をいただいています。で、あと東小学校に関しましては山鹿小学校とはまた違うんですけど、1時間ですよ。で、双方の地区、芦屋地区と山鹿地区で、自分の地区がこれが普通だろうと思っていたら、山鹿のほうは「え？1日やってたの？」って。山鹿のほうにお住まいの方は「え？芦屋方面のは1時間だったの？」って、「何で同じような学級閉鎖なのに、ちょっと学びのやり方が違うんだろう。」というようなお声も聞きました。

あとですね、中学校に関しましては今、皆さんがオンライン授業というふうに保護者の方がよく言われるのは同時双方向型ですね。よくZoomとか今ありますよね。そういったことを想定されてると思うんですけど、今の中学校の話だと、プリントを私も見させていただきました。2月21日にお出しになられてる分ですよ。これを見られた保護者の方ですね、「中学校もオンライン授業やるんだ。」というふうな思いで見られたら、「え？何で1日1時間なの？」って、「あ、これ視聴なんだ。」っていうようなことを言われて、「じゃあ、山鹿小学校のやり方とは違うのね。」っていうようなお声が来たんですね。

この、学校によってオンライン授業の運用に違いがあるのは、何か理由があるのか教えていただけますか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

小学校の例でいきますと、山鹿小学校が時間割どおりの授業を流したという形になってます。で、芦屋小学校と芦屋東小学校は教科を絞って配信して、プリント、そういったものと動画を組み合わせたやり方ということで、2つに分かれた形になっております。

これは、なぜこういった形になったのかということですが、形が違うことによって学力、学びの保障に差が出るとは考えておりません。その学びの保障に向かうアプローチの仕方が、時間割どおりの授業を流すのか、一方、教科を絞った形で授業を配信して、プリントあるいは動画を組み合わせた形でのアプローチの仕方というふうに方法的に2つに分かれますけども、違いがそのまま内容の差になって現れるとはまず考えていないのが1点目でございます。

で、どうして授業配信の形が変わったのかということですが、これはもともと、芦屋町はICT機器を効果的に使った算数科学習というのを、もともとずっと研究をしております。その中で、芦屋東小学校と芦屋小学校は授業を中心にICT機器、タブレットを効果的に活用するという研究の中身を進めてきておりました。一方、山鹿小学校はタブレットを家庭に持ち帰って予習的な扱いをして、そしてそれを翌日の授業の中で「さん、はい。」で、自分の考えを述べて共同的な学びにつなぐというような、研究の中身のアプローチの仕方がもともと違ってたんです。

したがって、山鹿小学校がオンラインにはなりやすいような研究の進め方をしてまいりましたので、山鹿小学校は時間割どおりのオンライン配信の仕方をした。芦屋東小学校と芦屋小学校は、これまでやってきた授業の中で算数科の授業を中心に研究をしておりましたので、特に2つの学校は算数科の授業を中心にオンライン配信をしたという、これまでの研究の経過からオンラインの配信が違ってたという経緯がございます。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今、教育長からお話をいただいて、実はですね、東小学校のホームページにもですね、ICTの取組がとてもよく出されてるんですね。「こういうことをやっています。」というのが出されてまして、しっかり学校がですね、取り組んでいるのは、これを見ても十分、分かったんです。

ただ、学校によって様々なそのアプローチの方法を、研究ということで取り組んでおられたというのは今初めて知ったところで、そこの中で今オンラインが始まったところではあるので、何が1番いいかが分からないところもあると思うんですよ。1日オンラインをやって、やっぱり長時間は疲れるということもあると思うんですね。ただ、やっぱりみんなと会う、その時間に学ぶというところは、どうしても強制的に行われるので、机に向かう時間というのはやっぱり増えたと思うんです。で、1時間しかないとそれ以外のところがですね、自習学習であれば「ちょっと休憩しようか。」とか、そういうこともやっぱりあったんじゃないかなと思うんですよね。

そうすると、トータルして何が学びにつながっていくのか今から調査研究なんだろうとは思いますが、それを町内の学校間でやってるとするのは、ちょっと私初めて今知って、それを保護者の方、児童・生徒が理解して今取り組んでおられるんだったらいいんですけど、その点はそういうのもお伝えした中でやられてるんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

これは、保護者にはお伝えしておりません。それぞれの学校の研究のテーマ、中身をなかなか保護者の方に御説明してもちょっと難しい面がありますし、基本、先ほど申しましたようにオンラインの手法によって学校間格差、内容の格差は出てこないという前提の下で行っておりますので、そういった研究の中身からオンライン配信が違ったということは御報告しておりません。

ただ1点、それぞれの学校の中でオンライン配信をやった後のアンケート調査をとっております。例えば、こういうのがございます。まず、オンラインで実は授業配信しているのはですね、直方・鞍手地区、遠賀・中間地区では、今のところ芦屋町だけだというふうに捉えております。これは先ほど申しましたように保護者アンケートの結果を見ると、配信を受講した家庭の75%の家庭が効果を実感しております。そして、もう一度機会があれば受講したいという家庭が86%の家庭がございまして、オンライン授業を受けた保護者からは議員がおっしゃられたように「大変ありがたかった。」という声を聞いております。

やはりドリルだけで学習するよりも、T e a m s を使ってオンラインをやっているわけですが、子供の声聞こえたり、1番はやっぱり先生からの声かけ、励ましが1番大きかったなということがありましたので、基本、オンライン授業の配信の形が変わっても保護者の方々の満足度は高いものであったなというふうに捉えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

今アンケートもとられて、とてもいい回答があったという話で、やっぱり不安を抱える御家庭はとても助かったんだと思います。特にですね、入試を控えている生徒の心身の把握やサポートって重要じゃないかなと思うんです。で、直接顔を見て様子を見れば、ある程度は元気にしてるんだろうっていうようなことも本当に把握できると思うんですね。

ただ、残念ながら中学ですね、オフラインなんです。で、やむを得ず登校できない児童・生徒、東小学校とかは1日1時間は、参加する人は顔を合わせた。でも中学に関しては、学級閉鎖は今してませんが予防とか事情があってお休みしている子たちが、今、中学校はやってないので、心身の状況を毎日把握というのがなかなか難しいんじゃないかと思うんです。で、授業も教科担任制で替わりますので、なかなか難しいと。ただ、朝の会とかですね、健康観察とかでは担任の先生とかが何かできるんじゃないかなと私は思うんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

これは小学校の例ですけども、小学校はそういったことから入っております。結局、オンラインに入るときには接続を確認しないといけませんので、接続を兼ねて「元気でしょうか。」という健康観察はできます。

先ほど申しましたように、中学校も希望があればオンライン授業はできます。中学校も準備のために、お互いに学校の中でオンラインでやってみるとか、そういった取組をしながら、希望があればいつでもオンライン授業ができるという取組を続けておりますので、これはもしそういった不安があれば、学校に言っただけであればオンライン授業の配信ができるというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

ちょっと時間がないので、なかなか保護者の方が言えないので私がちょっと申し上げますと、プリントを見させていただいたらですね、確かに対象者、家庭学習を進めることにしましたと。

「あ、よかったな。」と私は思いました、これを見て。で、対象者がですね、もちろん感染者で登校できない生徒さん、それはもう全然問題ないと思うんです。ただ、この(2)にですね、「登校に大きな不安を抱え、自宅での学習を強く希望する生徒」、なかなかこう書かれるとですね、「確かに不安は抱えとるよね。だけど、強く希望するって言われてもね。」って。なかなかやっぱり、これで先生に個別でちょっとお願いしようかなってというのは、何かちょっと難しいんじゃないかなと思うんです。

やっぱりもう少しアンケートとかですね、もう少し、こう……。保護者の方からこうやって私のところに御相談の声が何件か入ってくるということは、なかなかやっぱり思っても言いづらいところもあるんじゃないかなと思うんです。この辺をもう少しですね、教育委員会の委員長のほうで学校の方ともよく御相談していただいて、御協力していただいてですね、何か保護者の方、児童・生徒がやっぱりちょっと自分の思ってるところをですね、素直にというかお伝えできるような何かしていただくと、もう少し安心していけるんじゃないかなと思っております。

すみません、お時間ないんですけど、最後ですね、教育長にですね、芦屋町の行政、しっかりかじ取りしていただかないといけないと思います。そこで、コロナ禍における学校行政に対する教育長の方針、そして教育委員会の役割についてどうお考えなのか、お時間ちょっとあまりないんですけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 辻本 一夫君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

コロナ禍で、子供たちが楽しみにしている様々な学校行事や活動が中止や延期になったり、内容を縮小して実施せざるを得ない状況になっていますが、芦屋町の強みであるICT機器を日常の授業や緊急時のオンライン授業、また様々な児童・生徒の教育活動に活用して、芦屋町の教育の質を高めていきたいと考えています。

そして、何よりも子供たちが安全で安心な学校生活、充実した学校生活が送れるように、全力で各学校を支援することが教育委員会の役割だというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

もうちょっとと言われるかと思いましたが、すみません。時間がなくて申し訳ございません。

あのですね、昨日、受験をお迎えになられるですね、保護者の方とちょっとお話する機会があったんです。その方がですね、私が「入試でとっても不安じゃない？」っていうふうにちょっとお話したらですね、「もちろん入試も不安だ。」って。「だけど子供のやっぱり健康が、感染が心配なんだ。」って。で、それに加えて「情報が無いことがこんなに不安なんだって思った。」っていうふうに言われたんですね。やっぱり遠賀郡も、とても今回感染が増えたので、本当に御心配だと思います。で、これ多くの保護者の方が感じていることなんじゃないかなと思います。

学校関係、教育委員会の方は本当に一生懸命、このコロナ禍で御尽力していただいているのは十分に分かってるんです。だけど、やっぱりそういった児童・生徒、保護者の声を、よかったらもう少し拾っていただきたい。これが、今回お伝えしたいことです。

これからもですね、芦屋町は一生懸命、町も町長が支援していますので、ぜひとも頑張ってください、子供たち、保護者の不安を少しでも取り除いていただきたい。

これで、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、萩原議員の一般質問は終わりました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2 時 01 分散会
